



予科練平和記念館

来場者60万人達成

主な内容

参議院議員通常選挙実施 … 3

紹介します！

令和4年度の区長さん … 4

第7次総合計画の策定をスタート … 6

紹介します！

令和4年度の統計調査員さん … 8

手続きをお忘れなく！

児童手当制度 … 22

今月の表紙

4月17日、予科練平和記念館が平成22年2月の開館以来、来館者数60万人を達成しました。

60万人目の来館者は、千葉県の布施雅弥さん・里恵さん(それぞれ写真中央、右から2人目)の家族です。

当日は、記念セレモニーや、予科練平和記念館脇で展示中の『零戦』実物大模型への特別搭乗体験が行われ、布施さんご家族には、来館者60万人目の認定証と、年間パスポートや書籍等の記念品が贈呈されました。



人口と世帯

総人口 49,296人 (+72)
男性 24,604人 (+15)
女性 24,692人 (+57)
世帯数 21,057世帯 (+86)

5月1日現在、常住人口ベース
※()内は前月比、総務課調べ

防災行政無線 フリーダイヤル

防災行政無線で放送された内容は、下記フリーダイヤルの電話番号から確認することができます。

(通話料は無料です)

☎0120-131-813

あみメール登録 お願いします

スマートフォン等で

t-ami@sg-m.jp まで空メールを送信していただくか、右記二次元コードを読み取り、専用サイトから登録してください。



Twitter YouTube 情報発信中！

町公式 YouTube チャンネル、町公式 Twitter においても町の情報を発信しています。

▼ Twitter



▼ YouTube





■今回の選挙で投票できる人

次のすべての条件を満たしていることが必要です。

- ▼町の選挙人名簿に登録されている人
- ▼町に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民

▼登録の基準日まで引き続き3か月以上阿見町に住み、住民基本台帳に登録されている人

※ただし、登録の基準日現在町に住んでいない人でも3か月以上住んでいたことのある人は、町の選挙人名簿に登録される場合があります

■投票の方法

今回の選挙は、『選挙区選出議員選挙』と『比例代表選出議員選挙』の2種類です。したがって、選挙人1人がそれぞれの選挙で1票ずつ投票することになります。

▼選挙区選出議員選挙の投票用紙には、候補者氏名を書いて投票してください

参 議院議員通常選挙が7月に実施される予定です。今回の選挙は、国政を任せる人を選ぶ重要な選挙です。皆さんの大切な一票、棄権しないですろって投票しましょう。※投・開票状況は町ホームページで速報します

●公示日・投票日：未定(5月1日現在) ●投票時間：午前7時～午後6時 ●投票場所：町内17投票所(入場券に記載・町ホームページにも掲載中)

▼比例代表選出議員選挙の投票用紙には、候補者氏名または政党・政治団体等名を書いて投票してください

■期日前投票

投票日当日に、仕事やレジャーなどで投票ができない人は、期日前投票をすることができます。

なお、今回の選挙では、期日前投票所として、既設の2投票所のほか、試行的に1投票所の増設を予定しています。期日前投票は、ご自身の投票区にかかわらずいずれかの投票所で投票することができます。

※場所により期間・時間が異なりますので、ご注意ください

- 場所 ①役場 ②本郷ふれあいセンター ③吉原交流センター(試行的に増設)
- 期間 ①公示日の翌日～投票日の前日の16日間 ②投票日前5日～投票日の前日の5日間 ③日程調整中

(詳細は後日お知らせします)
時間 ①午前8時30分～午後8時

②午前9時30分～午後8時 ③午前9時30分～午後6時(予定)
持参するもの 投票所入場券(入場券がなくても、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます)

※期日前投票を利用される人で、事前に宣誓書の記入を希望される場合は、入場券の裏面に必要事項を記入の上、ご持参ください(投票日当日に投票する場合や期日前投票所で宣誓される場合は、宣誓書欄の記入は不要です)

●投票所入場券

入場券は封書形式で世帯主宛てに送付されます。封書の中には同一世帯最大6人分の入場券が封入されていますので、封書が届きましたら圧着部をはがし、切り取り線に従って個人ごとに切り離して、投票所へお持ちください。世帯の人数が7人以上の場合は、封書が複数枚届きます。

●他市町村で不在者投票

出張等で投票日当日の投票や期日前投票ができない人は、阿見町の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の到着後、滞在地の選挙管理委員会が指定する場所です。不在者投票をすることができます。

※この場合、投票用紙の請求・投票後の手続きに時間がかかります。お早めに請求・投票してください

●郵便による不在者投票

郵便による不在者投票は身体に重度の障害等がある人が自宅で投票できる制度です。事前に申請をする必要があり、投票日の4日前までに投票用紙等の交付を請求する必要があります。希望する人はお早めに町選挙管理委員会までお問い合わせください。

■代理投票・点字投票

心身の故障やその他の事由で、投票用紙に自書できない人は、投票所の係員が代筆します。また、目の不自由な人は、点字で投票することができます。代筆を希望する人・点字器を利用する人は当日係員に申し出てください。

※選挙公報は新聞折り込みで配布します。役場・うづら出張所・町公民館等にも備え置きますのでご利用ください

紹介します！ 令和4年度の 区長さん

行政区・氏名(敬称略)



阿見台
笹沼 栄



中郷西
奥田 久夫

阿見中 地区

23 行政区



中央西
酒井 一彦



中央東
小澤 敦美



西方
湯原 薫



宿
湯原 洋一



北
湯原 忠之



西郷
設楽 直人



一区南
若林 伊佐男



三区下
湯原 照夫



三区上
江原 利男



鈴木
鈴木 敏一



中央北
糸賀 忠



中央南
豊島 繁



中吉原
栗山 吉美



上吉原
久田 洋



大砂
海老澤 洋



富士団地
山口 道子



上郷
大久保 正幸



一区北
小林 信一



二区北
南雲 明夫



住吉
小林 実

朝日中 地区

15 行政区



福田
木村 袈裟生



新山
齊藤 久芳



下吉原
篠崎 博幸



シンワ
鈴木 進



本郷
須藤 活久



下本郷
伊藤 茂



上本郷
宮本 誠



一区
鈴木 晟



二区南
佐々木 茂文

●町民と町行政とのパイプ役として働いてくださる皆さんです

 <p>上長 塚本 喜隆</p>	 <p>下小池 横田 健一</p>	 <p>上小池 吉田 勉</p>	 <p>寺子 加藤 誠</p>	 <p>実穀 野口 力</p>	 <p>中根 内田 榮</p>
 <p>青宿 長南 栄一</p>	 <p>立ノ越 今井 和美</p>	 <p>中郷東 岩本 信義</p>	 <p>岡崎 佐藤 文夫</p>	<p>竹来中 地区 28 行政区 ←</p>	 <p>筑見 中川 純一</p>
 <p>曙東 尾崎 勝男</p>	 <p>白鷺団地 出口 豊</p>	 <p>大室 山崎 章</p>	 <p>霞台 藤沼 栄二</p>	 <p>廻戸 西村 浩昭</p>	 <p>新町 橋本 久</p>
 <p>塙 飯岡 邦夫</p>	 <p>石川 中野 茂樹</p>	 <p>大形 吉田 紀夫</p>	 <p>君島 浅野 順一</p>	 <p>레이크サイドタウン 村木 貞之</p>	 <p>曙南 村野 定雄</p>
 <p>下島津 湯原 仁</p>	 <p>上島津 倉田 雅之</p>	 <p>飯倉二区 中澤 進五</p>	 <p>飯倉 松本 文夫</p>	 <p>上条 木村 壽明</p>	 <p>追原 小松澤 幹夫</p>
 <p>南平台三丁目 秋本 昭夫</p>	 <p>南平台二丁目 高須 泰治</p>	 <p>南平台一丁目 小野寺 一郎</p>	 <p>竹来 吉田 精之</p>	 <p>掛馬 小澤 茂</p>	 <p>南島津 白田 太一</p>

第7次 総合計画



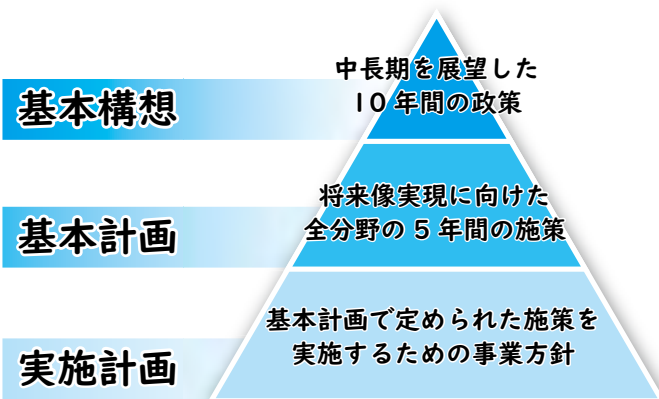
の策定をスタート

現在の第6次総合計画が令和5年度末に計画期間が満了するため、切れ目なく新たな未来を担う第7次総合計画を令和4年・5年の2か年で策定します！

総合計画とは

総合計画は、町が定める町政運営の最上位計画として、長期的なまちづくりの基本理念や将来像、その実現のための手段などを総合的、体系的に示すものです。

町が向かおうとしている方向や実現しようとしている「未来」を町民の皆さまと共有し、地域一丸となって行動していくことで、その先にある未来像を実現していくための行動指針となります。



第6次総合計画の構成

まちづくりの羅針盤として

コロナ禍で加速したデジタル化、少子高齢化の進行、頻発する大規模災害への対策、SDGs、脱炭素社会への取組など、町を取り巻く社会構造・環境は大きく変化を続けています。

総合計画は、町民の皆さまの希望に寄り添い、時代の変化を見据え、より一層の発展と持続可能なまちづくりを推進していくための羅針盤となるものです。

町民の声を計画に活かします

策定にあたっては、多くの町民の皆さまがまちの未来を思い描き、考え、語り合い、計画づくりに参加していただくことが欠かせません。

しあわせな未来を実現するために何が必要なのか、皆さまの想いをお聴きするため、アンケート調査やヒアリング等を行ってまいります。ご協力をお願いします。



第6次総合計画策定時の様子
（まちづくり町民討議会）

令和3年度の運用状況を報告します！

情報公開制度

個人情報保護制度

総務課文書法制係 ☎888-1111 (297)



情報公開制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に、町が管理している文書の公開を求め、権利をすべての人に保障するものです。

▼請求できる人…どなたでも請求できます

▼請求の方法…請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要事項を記載していただきます。なお、窓口に来ることができないときは、郵送でも受け付けています。請求書は、ホームページで取得することができます

▼公開請求に対する決定…請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼公開方法…お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がご説明します

▼令和3年度の運用状況…昨年度は、17件の公開請求がありました（左表参照）

公開請求の決定状況	件数
公開	7
一部公開	6
非公開	1
不存在	3
合計	17

実施機関	町 長					教育委員会	議会事務局
	町長 公室	総務部	町民生活部	保健福祉部	産業建設部		
件数	1	3	2	2	1	3	5
主な内容	まちづくり提案箱関係書類	保険契約関係書類・筆界等関係記録	保険契約関係書類・住居表示台帳	災害弔慰金関係書類・人権関係問題関係書類	公共交通補助金関係書類	小中学校別検診結果・小学校検討委員会議事録	請願書および陳情書関係書類

個人情報保護制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんが、町が保有している自分の個人情報を閲覧したり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求することができる仕組みです。

▼請求できる人…自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることが出来ます

▼請求の方法…請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。その際、本人またはその法定代理人であることの確認のため、運転免許証など身分証明書の提示が必要となります

▼開示請求に対する決定…情報公開制度の公開請求に対する決定と同じ

▼開示方法…お知らせした日時に、情報公開コーナーで個人情報の閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がご説明します。その際も、請求者が本人または法定代理人であることの確認

のため、運転免許証など身分証明書の提示が必要となります

▼訂正・利用停止の請求…請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求め、訂正を受けることができます。また、町の保有する自分の個人情報が条例に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしていると判断したときには、利用停止を求めることができます

▼令和3年度の運用状況…昨年度は、5件の開示請求がありました。そのほか、訂正・利用停止の請求はありませんでした

公開請求の決定状況	件数
公開	2
一部公開	3
非公開	0
不存在	0
情報提供	0
合計	5

実施機関	町 長	
	町民生活部	保健福祉部
件数	1	4
主な内容	住民異動申請書	介護認定審査会関係書類

紹介します！ 令和4年度の

統計調査員さん

令和4年度実施の主な調査

- ▼国民生活基礎調査(4月～6月)
- ▼毎月勤労統計調査(毎月)
- ▼労働力調査(8月～令和5年2月)
- ▼令和4年就業構造基本調査(9月～10月)
- ▼住宅・土地統計調査単位区設定(令和5年1月～2月)

行政区・氏名(敬称略)



阿見台
笹沼 栄



中郷西
岩月 邦雄

阿見中
地区

23 行政区



中央西
酒井 一彦



中央東
大谷 隆義



西方
湯原 豊一郎



宿
湯原 清



北
湯原 直人



西郷
宮本 昌昭



一区南
若林 敏一



三区下
中村 昇



三区上
倉持 克明



鈴木
内海 喜春



中央北
糸賀 忠



中央南
豊島 繁



中吉原
糸賀 進



上吉原
飯塚 勝



大砂
山田 昭一



富士団地
望月 覚



上郷
関口 弘行



一区北
中島 正晴



二区北
阿久津 隆男



住吉
江口 美清

朝日中
地区

15 行政区



福田
木村 成美



新山
寺田 達也



下吉原
宇都木 久夫



シンワ
鈴木 進



本郷
鈴木 忠



下本郷
下村 茂



上本郷
宮本 宗吉



一区
倉持 隆司



二区南
手塚 好美

●各種統計調査へのご協力をお願いします

 <p>上長 川崎 友一郎</p>	 <p>下小池 登ヶ谷 幹男</p>	 <p>上小池 大澤 清</p>	 <p>寺子 新井 邦夫</p>	 <p>実穀 川田 敏夫</p>	 <p>中根 湯原 一茂</p>
 <p>青宿 山本 學</p>	 <p>立ノ越 川村 誠</p>	 <p>中郷東 増田 榮一</p>	 <p>岡崎 松本 康雄</p>	<p>竹来中 地区 28 行政区 ←</p>	 <p>筑見 鈴木 実</p>
 <p>曙東 尾崎 勝男</p>	 <p>白鷺団地 山本 一男</p>	 <p>大室 吉田 保</p>	 <p>霞台 新明 喜代司</p>	 <p>廻戸 前島 静雄</p>	 <p>新町 吉田 俊一</p>
 <p>塙 田崎 幹雄</p>	 <p>石川 天田 廣司</p>	 <p>大形 渡邊 文雄</p>	 <p>君島 戸之岡 佑一</p>	 <p>レイクサイドタウン 川端 康弘</p>	 <p>曙南 糸賀 士</p>
 <p>下島津 諏訪原 実</p>	 <p>上島津 櫻井 博</p>	 <p>飯倉二区 鈴川 聖一郎</p>	 <p>飯倉 清水 清一</p>	 <p>上条 廣瀬 隆</p>	 <p>追原 大塚 浩</p>
 <p>南平台三丁目 永井 澄恵</p>	 <p>南平台二丁目 武藤 次男</p>	 <p>南平台一丁目 井原 俊英</p>	 <p>竹来 吉田 隆司</p>	 <p>掛馬 平岡 均</p>	 <p>南島津 大久保 卓幸</p>

公表します

町職員の給与・定員管理等

人事課給与厚生係 ☎888-1111(212・741)

1. 総括

① 人件費の状況 (令和2年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和元年度 の人件費率
48,070 人	22,166,962 千円	581,901 千円	2,715,560 千円	12.3%	15.4%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます

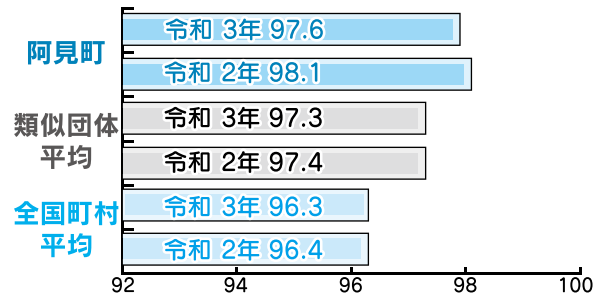
② 職員給与費の状況 (令和2年度普通会計決算)

職員数 (A)	給与費				1人あたり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
289 人	1,028,544 千円	174,122 千円	399,088 千円	1,601,754 千円	5,542 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

③ ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

区分	指数	
	令和2年	令和3年
町	98.1	97.6
類似団体平均	97.4	97.3
全国町村平均	96.4	96.3



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です
2 類似団体平均とは、人口規模・産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです

④ 給与制度の総合的な見直しの実施状況について

▼概要: 国の給与制度の総合的な見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げおよび地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている

▼給料表の見直し: 実施

▼給料表の改定実施時期: 平成27年4月1日

▼内容: 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況 (各項目とも令和3年4月1日現在)

① 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

▼一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
町	41.4 歳	305,200 円	377,262 円	323,973 円
県	42.4 歳	326,241 円	411,079 円	369,430 円
国	43.0 歳	325,827 円	-	407,153 円
類似団体	41.3 歳	304,463 円	371,025 円	338,405 円

▼技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)
町	*	*	*	*
うち用務員	*	*	*	*

対応する民間の類似職	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B	年収ベース公務員(C)	年収ベース民間(D)	C/D
用務員	50.3歳	235,200円	*	*	3,186,100円	*

②職員の初任給の状況

区分	町	国
一般行政職	大学卒	182,200円
	高校卒	150,600円
区分	町	国
技能労務職	高校卒	147,900円
	中学卒	139,900円

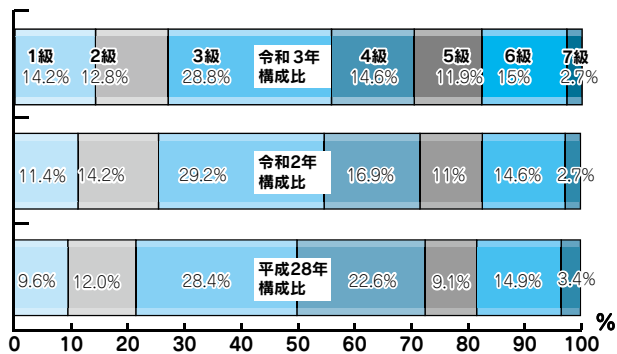
③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	経験年数 10年以上15年未満	15年～20年未満	20年～25年未満	25年～30年未満	
一般行政職	大学卒	272,500円	308,200円	363,700円	384,400円
	高校卒	228,900円	*	該当者なし	364,600円
技能労務職	高校卒	該当者なし			*
	中学卒	該当者なし			

- (注) 1 「平均給料月額」とは、4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・通勤手当・住居手当・時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、『地方公務員給与実態調査』において公表されているものです
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用しています(平成30年～令和2年の3か年平均)
 4 技能労務職の民間との比較において、年齢・業務内容・雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません
 5 年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です
 6 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人または2人の場合は「*」としています

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)



区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	32人	14.2%	146,100円	247,600円
2級	主事	29人	12.8%	195,500円	304,200円
3級	主任	65人	28.8%	231,500円	350,000円
4級	係長	33人	14.6%	264,200円	381,000円
5級	課長補佐	27人	11.9%	289,700円	393,000円
6級	課長	34人	15.0%	319,200円	410,200円
7級	部長	6人	2.7%	362,900円	444,900円

- (注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です

②昇給への人事評価の反映状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
□. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4. 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和2年度）

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です

区分	町		県		国	
平均支給額	1人あたり平均支給額 1,421千円		1人あたり平均支給額 1,786千円		-	
支給割合	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.55月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)	2.55月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)	2.55月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)
加算措置の状況	職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～15%		職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

○ 勤勉手当への人事評価の反映状況（一般行政職）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
□. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

② 退職手当（令和3年4月1日現在）

区分	町		国		
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人あたり平均支給額	10,913千円	23,919千円	-		

（注）退職手当の1人あたり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です

③ 地域手当 支給なし

④ 特殊勤務手当 支給なし

⑤ 時間外勤務手当

	令和2年度決算	令和元年度決算
支給実績	116,899千円	122,570千円
職員1人あたり平均支給年額	433千円	452千円

（注）時間外勤務手当には
休日勤務手当を含みます

⑥ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人あたり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	▼配偶者 6,500円 ▼子 10,000円 ▼特定期間(16～22歳)の加算額 5,000円 ▼父母等 6,500円	同じ	-	23,431千円	234,313円
住居手当	借家:月最高限度額 28,000円	同じ	-	16,210千円	257,298円
通勤手当	▼公共交通機関利用者/定期券代等の実費: 月最高限度額 55,000円 ▼自動車等利用者/通勤距離片道2km以上の 場合に距離に応じて 2,000～31,600円	同じ	-	11,794千円	51,280円
管理職手当	▼支給対象職員:部長 65,000円、 課長 40,000円、施設長 30,000円など	異なる	役職における 手当額が異なる	21,320千円	495,814円

（注）管理職手当については、平成16年7月1日から20%削減しています

5. 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区分		月額		
給料	町長	722,000円	期末手当	令和2年度 支給割合 3.35月分
	副町長	585,000円		
報酬	議長	369,000円		
	副議長	330,000円		
	議員	313,000円		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	給料月額×在職年数×550/100	15,884,000円	任期毎
	副町長	給料月額×在職年数×310/100	7,254,000円	任期毎

(注) 1 退職手当(1期の手当額)は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です

2 町長給料15%削減、副町長・教育長給料10%削減を平成17年7月1日から実施しています

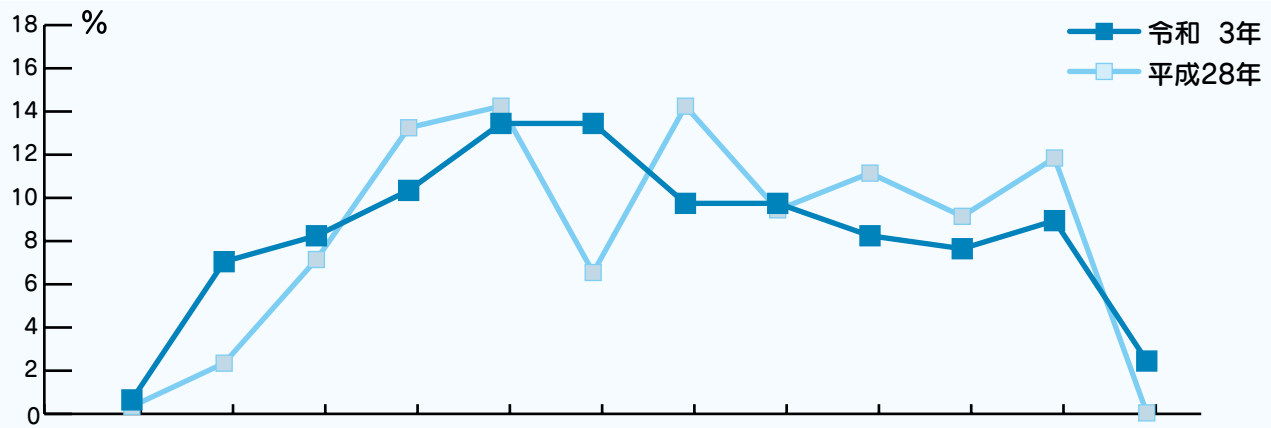
6. 職員数の状況

①部門別職員数と主な増減理由(各年4月1日現在)

区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
部門		令和2年	令和3年		
普通 会 計 部 門	議会	3人	3人	0	
	一般				
	総務	81人	84人	3	地域予算業務、マイナンバー業務の増
	税務	21人	22人	1	土地家屋業務の増
	民生	82人	81人	▲1	新型コロナワクチン対策室開設に伴う減
	衛生	26人	30人	▲4	新型コロナワクチン対策室開設に伴う増
	農林水産	11人	10人	▲1	県への実務研修終了に伴う減
	商工	6人	6人	0	
	土木	24人	26人	2	道路橋梁管理業務の増等
	小計	254人	262人	8	〈参考〉人口1万人あたり職員数 ▼町:54.50人 ▼類似団体:51.74人
教育部門	35人	36人	1		
小計	289人	298人	9	〈参考〉人口1万人あたり職員数 ▼町:61.99人 ▼類似団体:65.84人	
公営 企業 等	水道	4人	4人	0	
	下水道	7人	8人	1	委託業務解消に伴う増
	その他	17人	17人	0	
	小計	28人	29人	1	
合計	317人 [406人]	327人 [406人]	10	〈参考〉人口1万人あたり職員数 68.03人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です 2 []内は、条例定数の合計です

②年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	24人	27人	34人	44人	44人	31人	32人	27人	25人	29人	8人	327人

7. 公営企業職員の状況（水道事業）

① 職員給与費の状況

▼水道事業決算（令和2年度）

総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
972,902千円	56,661千円	25,556千円	2.6%	3.3%

職員数 A	給与費				1人あたり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4人	14,488千円	2,160千円	2,904千円	19,552千円	4,888千円

▼下水道事業決算（令和2年度）

総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
1,519,914千円	230,140千円	33,903千円	2.2%	—

職員数 A	給与費				1人あたり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
7人	20,690千円	5,328千円	6,591千円	32,609千円	4,658千円

（注）1 職員手当には、退職給与金を含みません 2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です

② 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額	区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	45.8歳	307,000円	423,207円	下水道事業	35.1歳	280,250円	395,369円
団体平均	45.3歳	335,096円	502,816円	団体平均	43.7歳	331,372円	495,629円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当などを含みます

③ 職員の手当の状況

▼期末手当・勤勉手当（令和2年度）

区分	水道事業	下水道事業
1人あたり平均支給額	1,227千円	1,586千円

（注）支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです

▼退職手当（令和3年4月1日現在）

	水道事業		下水道事業	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
1人あたり平均支給額	—	—	1人あたり平均支給額	—

（注）1 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです

2 一般行政職の退職手当の1人あたり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です

▼時間外勤務手当（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

	水道事業	下水道事業
支給実績（令和2年度決算）	1,703千円	3,136千円
職員1人あたり平均支給年額（令和2年度決算）	425千円	627千円
支給実績（令和元年度決算）	2,311千円	—千円
職員1人あたり平均支給年額（令和元年度決算）	462千円	—千円

▼その他の手当（令和3年4月1日現在）

（※）は令和2年度決算額です

手当名	内容および 支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	水道事業		下水道事業	
				支給実績（※）	支給職員1人あたり 平均支給年額（※）	支給実績（※）	支給職員1人あたり 平均支給年額（※）
扶養手当	一般行政職 と同じ	同 じ	—	0千円	0円	862千円	287,000円
住居手当				324千円	324,000円	0千円	0円
通勤手当				143千円	35,730円	263千円	44,000円
管理職手当				0千円	0円	480千円	480,000円



出水期に起きやすい風害や 停電への『備え』を万全に

これから梅雨や台風季節を迎えます。

6月から10月ごろにかけての集中豪雨や台風による水害や土砂災害への備えが大切です。たとえ大きな被害が発生しなくても、台風によって停電が発生したり、強風による被害が発生するおそれがあります。

災害による被害を最小限にするため、日ごろから防災意識を持ち、災害に対する準備や、家庭や地域での連携と助け合いにより、安全を守りましょう。

町が発令する避難情報について

災害の危険が迫った場合、緊急度の段階に応じて、避難指示等の避難に関する情報が発令されますが、避難指示等の対象区域外であっても、危険だと判断した場合は、自主的かつ速やかに避難を行ってください。避難をした結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えでいます。



風害に備えましょう！

台風が接近しなくとも、風による被害が発生する可能性は十分あります。しっかりと対策して被害を未然に防ぎましょう。

想定される被害

- ▼飛来物が直撃する
- ▼転倒してケガをする
- ▼自宅の付近に置いてあるものが飛ばされる
※ご近所に迷惑をかけてしまう可能性も！

対策

- ▼外出を控える、高い場所で作業をしない
- ▼洗濯物、自転車、おもちゃなどを固定するか、屋内に退避させる



停電に備えましょう！

令和4年3月16日の深夜には福島県沖で震度6強（阿見町震度4）の地震が発生し、町の広範囲で停電が発生しました。停電の時でも慌てることの無いよう、普段から停電への備えをしておきましょう。

※停電情報は東京電力のフリーダイヤル☎0120-995-007
やホームページ（右記二次元コード）で確認できます



停電への備えと停電時の対策

- ▼モバイルバッテリー等の電源の準備
- ▼懐中電灯や足元灯の準備
- ▼ラジオを使って情報収集
- ▼食料、飲料水の確保
- ▼避難の前にはブレーカーを落とす（通電火災を防ぐため）など

防災情報を確認しましょう！

●防災行政無線

大雨等の特別警報や土砂災害警戒情報の気象情報、避難指示等の発令や避難所に関する情報などをお知らせします。

※放送内容が聞き取れなかった場合は、右記の電話番号から聞くことができます

☎0120-131-813(フリーダイヤル・通話料無料)



◀各公民館・ふれあいセンター、吉原交流センター、役場（町民課・防災危機管理課）でマグネットシートを配布中です

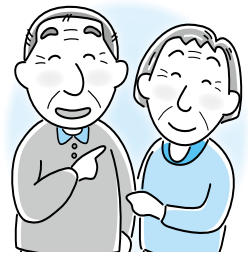
●あみメール

災害・防犯情報等の緊急情報のほか、町のイベント情報が配信されます。t-ami@sg-m.jpに空メールを送信、もしくは右記二次元コードを読み取り、登録してください。



個人町・県民税（住民税）の 公的年金からの 特別徴収（天引き）制度

65 歳以上
の人



税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

65 歳以上の公的年金を受給されている人のうち、個人町・県民税（住民税）を納付する義務がある人について、公的年金にかかわる個人町・県民税（住民税）を年金から天引きする制度です。平成 21 年 10 月支払い分の年金から導入されました。 ※個人町・県民税（住民税）は、以下「住民税」といいます

対象者

公的年金の受給者で以下のすべてを満たす人

- ▼ 65 歳以上（4 月 1 日現在）である
 - ▼ 公的年金にかかる住民税の納税義務がある
 - ▼ 年額 18 万円以上の老齢基礎年金等を受給している
 - ▼ 介護保険料が公的年金から特別徴収されている
 - ▼ 所得税・介護保険料・国民健康保険税・後期高齢医療保険料・住民税の合計額が当該年金の支払額を超えない
- ※ご自身が対象になっているかどうかは 6 月中旬ごろに町から送付する住民税の税額決定・納税通知書でご確認ください。なお、65 歳未満で公的年金を受給している給与所得者については、原則として「公的年金所得」と「給与所得」にかかる住民税を合算して給与から天引きする制度となります

徴収される税額

公的年金からは公的年金の所得にかかる税額のみを天引きします。

公的年金以外の所得（給与・不動産など）にかかる税額は年金から天引きはせずに、普通徴収（納付書または口座振替）または給与からの天引きで納めていただくことになります。

対象となる年金

老齢等年金給付（老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金など） ※遺族年金や障害年金は対象外

徴収方法および税額

新しく特別徴収を開始する年度の徴収方法

上半期（6 月・8 月）：年税額の 4 分の 1 ずつ徴収し、普通徴収（納付書または口座振替）で徴収

下半期（10 月・12 月・翌年 2 月）：年税額の 6 分の 1 ずつ徴収し、特別徴収（年金からの天引き）で徴収

期別	上半期	下半期
徴収方法	普通徴収（納付書・口座振替）	特別徴収（年金からの天引き）
課税月	第 1 期（6 月）・第 2 期（8 月）	10 月・12 月・翌年 2 月
税額	それぞれ年税額の 4 分の 1 を徴収	それぞれ年税額の 6 分の 1 を徴収

■特別徴収が継続される2年目以降の徴収方法

上半期・下半期ともに特別徴収。

ただし、上半期については、普通徴収（納付書または口座振替）となる場合があります。

期別	上半期（仮徴収）	下半期（本徴収）
徴収方法	特別徴収（年金からの天引き）	特別徴収（年金からの天引き）
課税月	4月・6月・8月	10月・12月・翌年2月
税額	それぞれ前年度の公的年金に係る年税額の6分の1を徴収（※1）	それぞれ年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1

※1 仮徴収は、前年度において本徴収されていた人が対象になります。そのため、前年度の下半期の本徴収がなかった人や、前年度途中で下半期の本徴収が停止となった人などは、翌年度の上半期の仮徴収は行われませんので、普通徴収（第1期・第2期）となり納付書または口座振替により納めていただくこととなりますので、ご了承ください

仮徴収税額が還付となる人

税額は6月に決定しますが、当該年度の税額決定前に仮徴収額（4月・6月・8月）が決定されるため、今年度の税額が昨年度より大きく下がった人などについては、決定した税額が仮徴収の金額よりも少なくなる場合があります。

この場合、実際に年金から仮徴収額が天引きされた後に、納め過ぎとなった差額を還付させていただきます。

還付手続きの通知につきましては、年金保険者から町に納入されたことが確認された月ごとに「過誤納金還付（充当）通知書」を発送させていただくことから、複数回に分かれることがありますのでご了承ください。

特別徴収が中止になる場合

次のような場合には特別徴収が中止となり、普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただくこととなります。

- ① 介護保険料が公的年金から特別徴収されないとき
- ② 公的年金から特別徴収されている人が亡くなったとき（普通徴収の納税通知書は、相続の対象となる親族の人へ送付します）
- ③ 所得税・介護保険料・国民健康保険税・後期高齢医療保険料・住民税の合計額が当該年金の支払額を超えるとき
- ④ 町を転出し、町の介護保険被保険者でなくなったとき
- ⑤ 住民税の税額が変更となったとき

※④⑤のケース（転出や税額変更があったとき）については、一定の要件のもと、特別徴収が継続される場合があります

税の公平性・適正な賦課

個人 町・県民税 (住民税) について

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

住民税の税率

種類	町民税	県民税	合計
均等割	3,500 円 (※ 1)	2,500 円 (※ 2)	6,000 円
所得割	6%	4%	10%

- ※ 1 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に基づき、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成 26 年度から令和 5 年度まで 500 円が加算されます
- ※ 2 森林湖沼環境税の導入により平成 20 年度から令和 8 年度まで 1,000 円が加算された額となっています。なお、個人県民税の均等割の税率についても、※ 1 同様、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成 26 年度から令和 5 年度まで 500 円が加算されます

住民税が課税されない

均等割も所得割もかからない人

- ①生活保護法により生活扶助を受けている人
- ②障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が 135 万円以下（給与所得者の年収に直すと 204 万 4 千円未満）
- ③前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
 - ▼控除対象配偶者、扶養親族のある人の場合：
28 万円 × (本人 + 控除対象配偶者および扶養親族の数) + 26 万 8 千円
 - ▼控除対象配偶者、扶養親族がない人の場合：38 万円

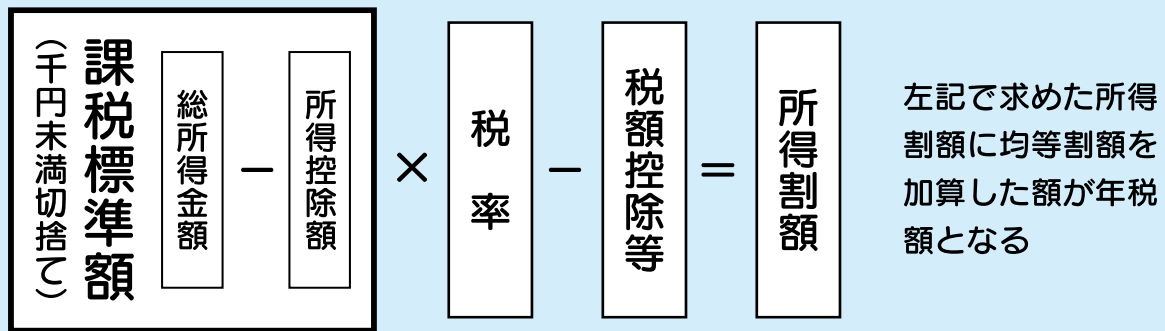
所得割がかからない人

- 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
- ▼控除対象配偶者、扶養親族のある人の場合：35 万円 × (本人 + 控除対象配偶者および扶養親族の数) + 42 万円
 - ▼控除対象配偶者、扶養親族がない人の場合：45 万円
 - ▼所得控除の合計額が総所得金額を上回る人

納期および納税の方法

区分	納期および納税の方法
普通徴収	事業所得者などの人の住民税は、役場から送付する納付書により、6 月・8 月・10 月・翌年 1 月の年 4 回の納期に分けて納付していただく方法です
特別徴収	給与所得者の住民税は、給与の支払者が毎月の給与の支払いの際にその人の給与から住民税を天引きし、これを翌月の 10 日までに町に納入することになっています。これを給与からの特別徴収といい、給与の支払者を特別徴収義務者と呼んでいます
公的年金から特別徴収	65 歳以上の公的年金を受給されている人のうち、住民税を納付する義務がある人について、公的年金にかかる住民税を年金から天引きする制度です

税額計算の流れ



所得金額

所得金額とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要経費や給与所得控除額などを差し引いたものです。所得が多数ある場合は、それぞれの所得金額を算出し、それらを合計します。

所得控除の主な種類

所得控除は、生活の個々事情（扶養者数、医療費の出費等）を反映させ、個々の事情に合わせた税負担となるよう考慮するものです。

所得控除の区分	内容
医療費控除	前年中に納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に、その支払った医療費が一定額を超えると受け取ることができる
社会保険料控除	納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他親族の負担すべき社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等）を納めた場合に、その支払った金額について所得控除を受け取ることができる
生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受け取ることができる
障害者控除	納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他扶養親族が障害者にあてはまる場合に、一定の金額の所得控除を受け取ることができる
寡婦控除	納税者が寡婦の要件にあてはまる場合に、一定の金額の所得控除を受け取ることができる
ひとり親控除	納税者がひとり親の要件にあてはまる場合に、一定の金額の所得控除を受け取ることができる
配偶者控除	納税者と生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が48万円以下である場合に、一定の金額の所得控除を受け取ることができる（自己の所得金額が1千万円を超える場合は対象外）
配偶者特別控除	配偶者控除の適用がない人で、納税者の合計所得金額が1千万円以下であり、かつ配偶者の所得が48万円を超え133万円以下の場合に、自己および配偶者の所得金額に応じて一定の金額の所得控除を受け取ることができる
扶養控除	控除対象の扶養親族となる人がいる場合に、一定の金額の所得控除を受け取ることができる
基礎控除	納税者の合計所得金額が2,500万円以下の場合に、一定の金額の所得控除を受け取ることができる

税額控除の主な種類

税額控除の区分	内容
調整控除	所得税と住民税の人的控除（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく負担増を調整するための控除
税額調整	住民税所得割の非課税基準を若干上回る所得を有する人の税引き後の所得金額が、非課税の人の所得金額を下回ることのないように税額を減ずる調整措置
住宅借入金等特別税額控除	所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けていて、一定の要件を満たす場合は、一定の算出方法で算出した金額を、翌年度分の住民税所得割額から控除
寄付金税額控除	前年中に都道府県、市町村や特定の団体に2,000円を超えて寄附した場合、一定の算出方法で算出した金額を所得割額から控除

6月5日は『環境の日』です

環境保全・補助金制度のご案内

下記補助金については、午前8時30分から午後5時15分までの役場執務時間内に、役場2階生活環境課（土日・祝日・年末年始を除く）にて受付となります。

生活環境課 ☎888-1111 (251)

スズメバチ駆除費補助金

町では、町民の安全確保を図るため、スズメバチの巣を駆除した人に対して、予算の範囲内で補助金を交付します（アシナガバチやミツバチ等、スズメバチ以外の蜂は対象にはなりません）。

▼対象者

次のすべての要件を満たす人が対象です

1. スズメバチが営業している町内の土地・建物の所有者、管理者、賃借する個人
2. 阿見町税条例に規定する町税の滞納がないこと

▼補助金額

スズメバチの巣の駆除処理1件につき、駆除処理に要した費用の2分の1の額（100円未満は切捨て）で、上限15,000円まで（予算がなくなり次第終了）。

▼申請方法

スズメバチの巣の駆除処理を実施した日から1か月以内に、必要書類①～⑤を持参のうえ、生活環境課に申請する

▼必要書類

- ①補助金交付申請書（申請時に窓口でも記入できます）
- ②巣の駆除処理に要した費用の領収書の写し
- ③巣の駆除前および駆除後の写真
※巣の位置により撤去が困難な場合はあらかじめ生活環境課にご相談ください
- ④印鑑
- ⑤申請者の口座番号がわかるもの

子ども会リサイクル環境教育活動

町では、資源物を回収した子ども会に対して助成金を交付しています。環境教育の一環として、子どもたちのリサイクルに対する理解と関心を深めることを目的としています。

- ▼助成内容：▼回収した資源物に対して1キログラムあたり5円を乗じた額を補助金として交付（10円未満切捨て）
- ▼年度内に3回の活動分まで

令和3年度子ども会による資源物の回収実績 (kg)

新聞紙・雑誌	牛乳パック	段ボール	かん	布	ビン	合計
32,270	182	12,930	1,340	830	74	47,626



▲子ども会のリサイクル活動の様子

～リサイクルにご協力いただき、ありがとうございます！～

飼い犬を散歩させるときはリード（引き綱）を必ずつけてください！

- 「リードをつけずに散歩させている犬によって怖い思いをした」という相談が多く寄せられています
- 犬を散歩させるときは、公園・歩道など場所によらず、必ずリードをつけましょう



～廃棄物の不法投棄・残土の無許可埋め立て～

注意！

あなたの土地が狙われています！

廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0281

昨年、大型ダンプ1台分の産業廃棄物を夜間人目のつかない道路上や道路沿いの空き地に不法投棄する事案（ゲリラ的不法投棄）が立て続けに発生しています。

町では、私有地に不法投棄されたごみを回収することはできないため、不法投棄等の行為者が不明、もしくは撤去しない場合は土地所有者や管理者が自ら処分することになってしまいます。空き地、山林、休耕地など、人の目が届きにくい土地は、特に狙われる傾向があります。

また、悪質な業者等から遊休地等の土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の良くない残土などを短期間で大量に埋め立てられてしまう事案も発生しています。こうした被害を防ぐためには、「土地の有効活用の話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

不法投棄・不適正残土埋め立ての防止対策

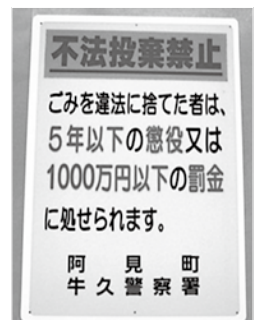
- 近隣にお住まいの人と協力し合い、不審者や見慣れない車などに目を光らせ、情報を共有する
- 敷地周囲に柵、ネット、ロープなどの囲いを設け、侵入防止策をとる
- こまめに足を運び状況確認を行う
- 草刈りや枝払いをして視界を広くし、清潔にする
- 土地の有効活用の話があっても、安易に土地を貸さない
- 自分だけで判断せず、周りに相談する
- 必要な許可を受けているか等、不審な点は市町村や県に相談する
- 相手方や事業の内容をきちんと確認し、不明な点は書面で提出させる
- 契約は、内容を理解したうえで、必ず書面で結ぶ



▶ 令和3年のゲリラ的不法投棄現場



▶ 右の「不法投棄禁止看板」等の看板が必要な人は、上記までお問い合わせください



野焼き・不法投棄・大量の土砂の埋め立て等を見つけたら不法投棄 110 番(☎0120-536-380)へ

- 受付時間: 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (平日) ※受付時間外は牛久警察署まで
- お問い合わせ: ▼牛久警察署 ☎ 871-0110 ▼県廃棄物対策課 ☎ 029-301-3033
- ▼町廃棄物対策課 (霞クリーンセンター内) ☎ 889-0281

※県では、産業廃棄物の不法投棄や残土の不適正処理事案の早期発見に資するため、「不法投棄等情報提供報奨金制度」を実施しています

- ▼県に対し、事案の解決（廃棄物の撤去等）に特に貢献する情報を提供した人が対象となります
- ▼1 事案あたり 1 万円を基本とし、事案解決にかかる通報の重要性・貢献度等を考慮し決定します
- ▼県 HP 内の報奨金制度照会ページも御覧ください (<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/haitai/fuho/20211030kenshoukin.html>)

手続きをお忘れなく！

児童手当制度

6月は現況届の提出時期です



子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

■児童手当制度の目的

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給されるものです。

■対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人で町内に住民登録がある人

■新たに児童手当の支給を受けるための手続き

出生や転入などで新たな受給資格が発生した場合は、事由の発生した翌日から数えて15日以内に児童を養育している人が、住所地の市町村長へ認定請求書の提出などの手続きをしてください。遅れた場合は、さかのぼって支給できません。なお、公務員の方は勤務先での手続きとなりますので勤務先へご確認ください。

■支払月

原則として6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

■支給額

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

▼第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している子のうち、3番目以降の子を指します

▼中学校を修了した子は手当の支給対象とはなりません、養育している子とみなします

■所得制限

扶養親族数	①所得制限額	②所得上限限度額
0人	6,220,000円	8,580,000円
1人	6,600,000円	8,960,000円
2人	6,980,000円	9,340,000円
3人	7,360,000円	9,720,000円
4人	7,740,000円	10,100,000円

①児童手当には所得制限があり、受給者の所得が制限額以上の場合、手当の月額は児童の年齢に関係なく5,000円となります（特例給付区分）

②児童手当制度の改正により、令和4年10月支給分から特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます ※所得上限限度額を超える所得のある人は、手当の支給がされなくなります。ご注意ください
※所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。配偶者および同居の家族の所得は合算しません

■現況届の提出

児童手当を受給している人は、毎年6月に児童の養育状況などを確認するため、『児童手当・特例給付現況届』を提出していただきます。5月分まで手当を受給していた提出対象者には、6月中旬に書類を送付しますので、同封の案内を確認のうえ、下記へ提出してください。『児童手当・特例給付現況届』を提出しない場合は、受給資格があっても6月分以降（10月期以降）の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※児童手当制度の改正により、令和4年度現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を原則不要とすることになりました。ただし、受給者と児童が別居している場合や施設等受給者など、引き続き現況届の提出が必要な場合もありますのでご了承ください（提出対象者には、例年どおり現況届を送付します）

▼提出期限：6月30日（木）まで ※土・日を除く ▼提出先：役場1階子ども家庭課

▼提出書類：▼児童手当・特例給付現況届 ▼令和4年1月2日以降に町へ転入した場合：令和4年1月1日現在の住所地をご記入ください ▼児童と別居している場合：『児童手当・特例給付別居監護申立書（対象者には封入して送付します。封入されていなかった場合は子ども家庭課窓口でご請求ください）』

ご存じですか？ 医療福祉費(マル福)制度



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111 (134・135)

町に住所があり、各種健康保険に加入していて、左記の対象になる人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。本人、配偶者または扶養義務者について所得制限があり(小児を除く)、基準を超えた人は対象から除かれます。また、生活保護を受けている人も対象外です。

※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含みます

■対象となる人

●小児

▼0歳～18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで

●重度心身障害者

▼身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人
▼心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害により、身体障害者手帳3級の交付を受けている人

●療育手帳(判定A以上)の交付を受けている人

▼療育手帳(判定B)および身体障害者手帳3級の両方の交付を受けている人

●特別児童扶養手当1級の支給対象の人

▼障害基礎年金1級に該当する障害年金を受給している人

●精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

※65歳以上75歳未満の人は、後期高齢者医療制度への加入が要件となります

●母子(父子)家庭

▼配偶者のいない女性(男性)とその子(現に監護している場合のみ。子の18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで。子が障害児または高校在学中の場合は20歳未満【要件あり】)

●妊産婦

▼母子保健法に基づく妊娠の届出をした人(妊娠届出月の初日から出産月の翌月の末日まで)

■マル福の申請

国保年金課窓口へ左記のものを持参し申請してください。該当の場合マル福受給者証を交付します。なお年に1回更新があります(妊産婦を除く)。

●持参するもの

▼本人確認書類(運転免許証等) ▼健康保険証 ▼印鑑 ▼18歳までの人は保護者の金融機関の口座番号のわかるもの ▼重度心身障害者に該当の人は身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書・障害年金証書・精神障害者保健福祉手帳等 ▼妊産婦に該当の人は母子健康手帳・妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの ▼転入等により、町で所得の確認ができない人は住民税課税証明書等(源泉徴収票不可)

●住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものです。対象者により必要な年度が異なります

■県内の病院にかかる場合

健康保険証等とマル福受給者証を医療機関等の窓口提示してください。

●窓口での自己負担

▼外来の場合：医療機関ごとに1日600円、月2回を限度に自己負担となります。保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません

▼入院の場合：1日3000円、月30000円を限度に自己負担となります。入院時の食事代(標準負担額)は自己負担となります

▼重度心身障害者のマル福に該当する人は自己負担金はありませ

●町からの助成

18歳までの人は、医療機関

の窓口で支払った外来および入院自己負担金を町が独自に助成します。外来自己負担金が6000円未満の場合には、外来自己負担金支給の申請をしてください。

※妊産婦の人は医療機関へのかかり方などがほかの対象者と異なります

■県外の病院にかかる場合

マル福受給者証は、県外での診療には使用できません。県外で診療を受けたときは、国保年金課窓口で医療福祉費支給の申請をしてください。後日指定口座に振り込みます。

■いついつな届出

左記の場合、国保年金課窓口に届出が必要になります。

▼住所や氏名が変わったとき

▼健康保険証が変わったとき

▼身体障害者手帳・療育手帳・障害年金・精神障害者保健福祉手帳の等級や判定に変更があったとき

▼交通事故等の第三者行為で病院にかかるとき

○小児マル福の一部に、防衛省から交付される特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用しています

6月4日～10日は

歯と口の健康週間

です

健康づくり課（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内） ☎888-2940

歯と口腔の健康は、食べ物を噛む、飲み込む、おいしく味わう、会話を楽しむなど、生活の質に大きく関わっています。そのため、生涯にわたってむし歯と歯周病を予防し、歯を残すこととともに口腔機能を維持することが必要です。

むし歯を予防しましょう

「むし歯」は、口の中にいるむし歯菌が、食べ物や飲み物に含まれる糖分から酸を作り出し、その酸によって歯が溶けた状態のことをいいます。口の中のむし歯菌を増やさないようにすること、歯を溶かす酸をつくりにくい生活習慣、むし歯になりにくい歯をつくることで予防できます。

▼歯みがき

むし歯予防には、「食べたら歯みがき」が基本です。歯ブラシ以外にも、歯と歯の間の掃除には、デンタルフロス（糸ようじ）や歯間ブラシを活用しましょう。歯や歯ぐきの状態をよく観察し、痛みや出血、腫れなどの気になる症状がある場合は歯科受診しましょう。

▼食習慣

1日3食バランスの良い食事をよくかんで食べましょう。よくかむことで唾液がたくさん出ます。唾液は口の中の汚れを洗い流す役割があります。また、長い間口の中に食べ物が入っていると、歯を溶かす酸を作りだす状態になるので、だらだら食べることはむし歯につながります。時間を決めて規則正しく間食を楽しみましょう。

▼定期的な歯科検診

かかりつけ歯科医を持ち、検診や口腔ケアを受けることが大切です。自分に適した歯のみがき方、歯間部の掃除の仕方を教わることもお勧めです。幼児期には定期的にフッ素塗布を受けましょう。

●乳幼児の歯科相談について

町では、乳幼児健診やこども健康相談にて歯科衛生士による相談を行っています。ぜひご相談ください。

歯周病を予防しましょう

「歯周病」は、歯周病菌によって、歯を支える歯ぐきや骨が壊されていく病気です。重症化すると、やがて歯が抜け落ちてしまうこともあります。また、歯周病は全身に悪影響をおよぼします。年齢とともに、口の機能が低下し、歯周病を引き起こしやすくなります。生活習慣を改善することで歯周病を予防することができます。

▼禁煙

タバコの煙の中には、数多くの有害物質が含まれています。喫煙や受動喫煙は、歯周病の原因となったり、重篤化させたりします。禁煙しましょう。

▼生活習慣の見直し

歯周病は、生活習慣病の一つです。歯周病と肥満、動脈硬化、糖尿病等は関連しています。栄養バランスのとれた食事や適度な運動によって生活習慣病を予防しましょう。

▼ストレスの解消

過度のストレスや体調不良があると、体の抵抗力が低下します。歯周病菌に対する抵抗力も低下するため、歯周病を引き起こしやすくなります。日常生活でのストレス解消のため、休養や趣味の時間をとり、リラックスマンすることが大切です。

●「8020（ハチマルニイマル）運動」「6424（ロクヨンニイヨン）運動」をご存じですか？

国では、「80歳になっても20本以上自分の歯を保ちましょう」という運動を推進しています。「6424」とは、県独自の中間目標で、「64歳で24本以上の歯を保ちましょう」と「むし歯にしない」の意味が込められています。「生涯自分の歯で噛む」ことを目指しましょう。

熱中症に気をつけましょう！

▼熱中症とは

高温多湿な環境に長くいることにより、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かず、体内に熱がこもった状態をいいます。**熱中症になると、めまい・頭痛・吐き気・身体のだるさ等の症状が現れ、ひどいときは意識障害や死に至ることもあります。**

熱中症は**環境・からだ・行動の3つの要因**によって引き起こされる危険性があります。

▼**環境**: 気温が高い、湿度が高い、風が弱い

▼**からだ**: 高齢者や子ども、二日酔いや寝不足、脱水状態

▼**行動**: 激しい運動、屋外作業、水分補給できない

感染防止のためのマスク着用により、皮膚から熱が逃げにくくなったり、気づかぬうちに脱水になるなど、熱中症の危険性が高まります。

▼熱中症の予防

のどが渇いていなくても、こまめに水分補給しましょう

家では	外出時には	マスク着用時は
<ul style="list-style-type: none"> ▽エアコン使用中もこまめに換気・室温調整する ▽遮光カーテン・すだれ・打ち水を利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ▽日陰へ移動。帽子や日傘を使用 ▽通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服の着用 ▽気温が高い日には、日中の外出をできるだけ控える 	<ul style="list-style-type: none"> ▽屋外で人と2m以上離れているときは、マスクを外す ▽強い負荷がかかる運動や作業を避け、こまめに休憩する

▼熱中症が疑われるときは

- ▽涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、からだ（特に、首回り、脇の下、脚の付け根など）を冷やしてください
- ▽水分・塩分を補給してください
- ▽自力で水分補給できない場合、意識がない場合は、すぐに救急車を呼んでください

元気アップ！リいばらきを使って健康づくりに取り組みましょう！

ウォーキングや健診の受診、減塩、禁煙など、アプリ内で県が指定する健康づくりの取組によりポイントが付与されます。ポイントを集めると協賛店の特典や、県産品などが抽選で当たります。楽しみながら健康づくり習慣を始めましょう！



▼「元気アップ！リいばらき」をインストール



◀ Android 用



◀ iOS (iPhone) 用

▼町限定の景品（数に限りあり）

- ① 2,000 ポイント貯める
- ② 町や職場の健診、人間ドック等でがん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診のいずれか）を1つ以上受ける
- ③ 健康づくり課窓口で、アプリ画面で2,000ポイントの確認と、今年のがん検診受診状況が確認できるもの（結果等）を提示して記念品を受け取る



不妊治療費助成事業・ 不育症治療費助成事業のご案内

健康づくり課（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内） ☎888-2940

■不妊治療費助成事業

▼対象となる治療

保険適用外の体外受精・顕微授精・男性不妊治療

▼助成回数

※治療開始日の妻の年齢が43歳未満の人が対象です

▼初回申請の治療開始日が39歳までの人：通算6回

▼初回申請の治療開始日が40歳～42歳の人：通算3回

▼対象者

下記すべての要件に該当する人。

- ① 法律上婚姻をしている夫婦で、夫・妻のいずれかが特定不妊治療終了日および申請時点で、町内に1年以上住所を有する
- ② 夫・妻のいずれかが町税を滞納していない
- ③ 県不妊治療助成事業（県実施事業）の補助金交付決定を受けている

■不育症治療費助成事業

▼対象となる治療

保険適用外の不育症の検査および治療

▼助成回数

年度につき1回（上限額5万円）、通算5回まで助成

▼対象者

申請日時点で法律上の婚姻関係にある夫婦で、下記すべての要件に該当する人。

- ① 2回以上の流産等により医師に不育症と診断された
- ② 不育症検査および治療が終了した日および申請日において町内に1年以上住所があり、以降も1年以上引き続き町内に住所を有する意思がある
- ③ 国民健康保険・社会保険等の健康保険に加入している
- ④ 町税を滞納していない
- ⑤ 前年の所得（1月から5月までの間に交付申請を行う場合は前々年の所得）の合計額が730万円未満である

▼その他

申請の詳細については上記にお問い合わせください

たばこの害から子どもを守りましょう

たばこに含まれる有害物質を吸うことにより、発がん率の上昇や呼吸器疾患、生活習慣病の発症などのリスクが高まります。

また、煙の出ない加熱式たばこは、害がないと誤解し、子どものそばで吸ってしまう危険性があります。加熱式たばこの主流煙には発がん物質を含みます。紙巻きたばこより加熱式たばこのカートリッジは小さく誤飲事故が多発しています。子どもをたばこの害から守りましょう。

▼受動喫煙による子どもへの影響

- ▼中耳炎 ▼気管支ぜんそく ▼呼吸機能の低下
- ▼小児がん ▼言語能力の低下 ▼落ち着きのなさ ▼身体発育の低下



空き家バンク制度

～住まなくなった家、登録しませんか～

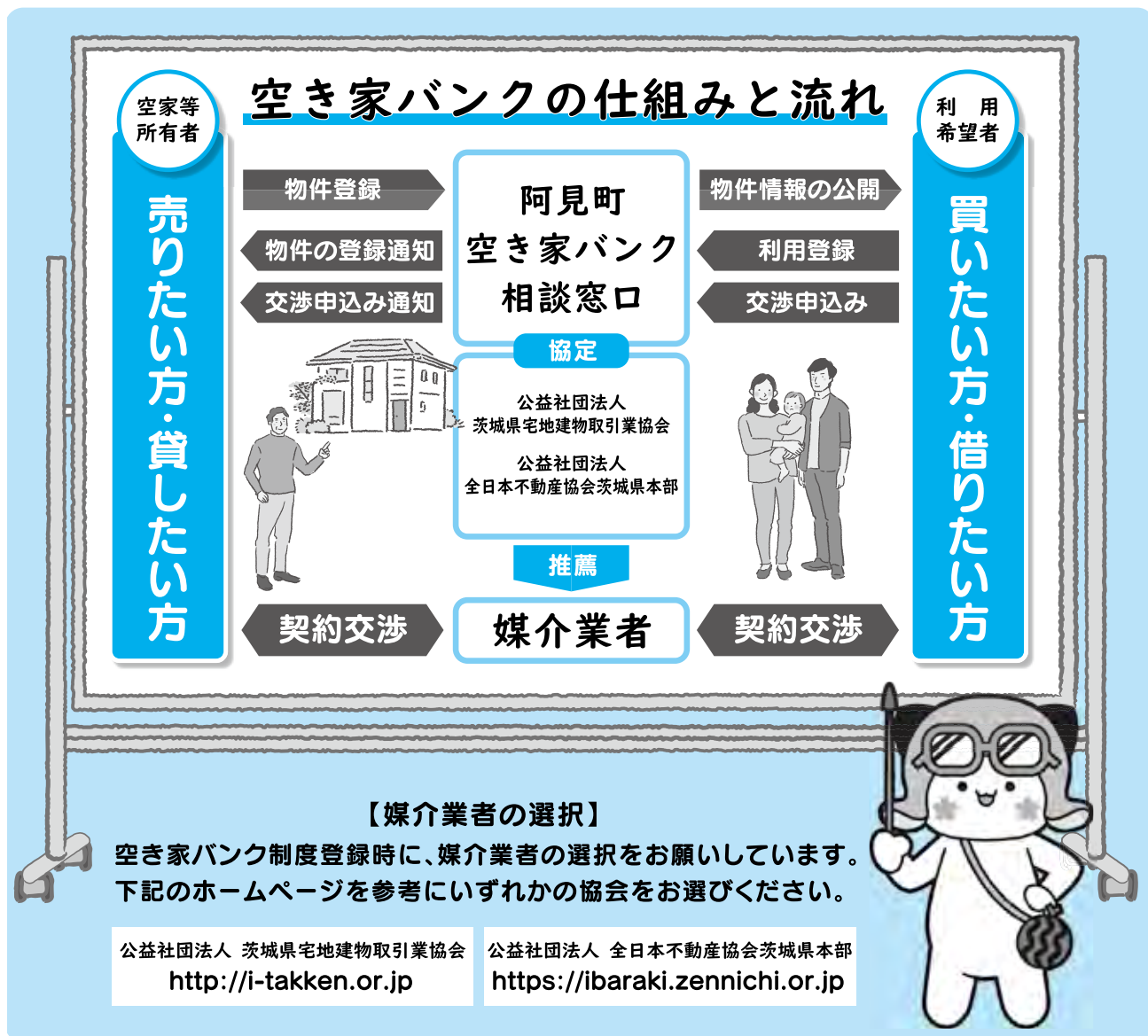
都市計画課 ☎888-1111(232)

町では、空家等の有効活用を通し、良好な住環境を維持することにより、町への定住促進および地域活性化を図るため、空き家バンク制度を運用しています。空家等をお持ちの人や、売却をご検討している人は、ぜひご登録ください。その空家等は誰かにとって必要な家かもしれません。

空き家バンクとは

町内に活用されていない空家等をお持ちの人で、「売りたい」「貸したい」人に物件を登録していただき、町内への定住等を目的として空家等を「買いたい」「借りたい」という人へのマッチングを行う制度です。

※町では、登録された空家等情報を利用登録者に提供しますが、物件の交渉や契約等については、媒介業者を通して契約行為を行っていただきます。また、すべての空家等物件が登録できるわけではありませんので、詳細は都市計画課へお問い合わせください



『つながる心 つたわる笑顔』

●まい・あみ・まつり 2022 ●

日時:8月6日(土)・7日(日) 午後3時～9時

メイン会場:まい・あみ・特設ステージ

および まい・あみ・ストリート (通称)

『まい・あみ・まつり 2022』のテーマが『つながる心 つたわる笑顔』に決定しました。今月号では、『まい・あみ・まつり 2022』の概要と実行委員会の皆さんを紹介します。

『まい・あみ・まつり』は、家族や地域の絆を大切に、人と人とのつながりを通して、潤いと活力のあるまちづくりを目標とする町最大のイベントで、今年で33回目を迎えます。新型コロナウイルス対策を講じて2年ぶりの開催に向け準備に取り組んでいますので、皆さまのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

まい・あみ・まつりクリーン3か条

1. ごみの持ち帰りに協力します
2. ごみを指定の場所以外には捨てません
3. ごみを見つけたら指定の場所に捨てます

楽しいまつりのための約束だよ!



広報協賛金部会



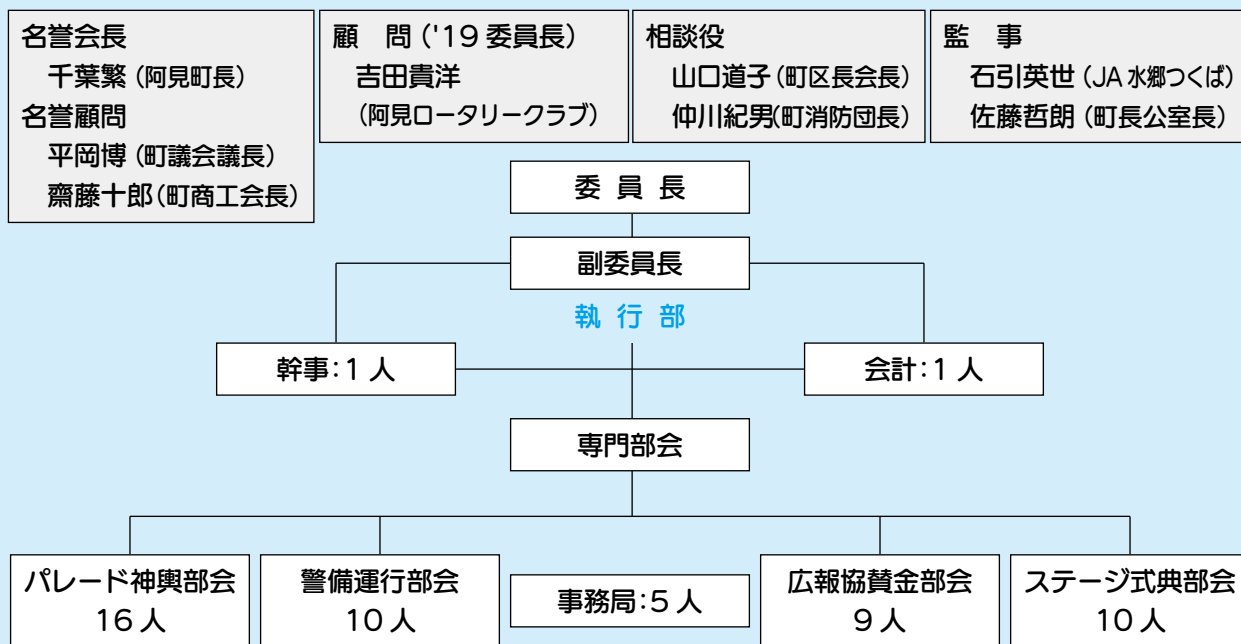
前列左から:秋元悟(町商工会)、舘野幸一(町商工会)
後列左から:横島秋代(町商工会)、根本麻里(町社会福祉協議会)、石部克彦(阿見ライオンズクラブ)、後ノ上優(役場)
その他:横田信子(町商工会)、小泉達哉(JA水郷つくば)、長谷川隆政(一般応募)

本部役員



前列左から:長澤みづき(会計=役場)、松浦健一(実行委員長=一般応募)、武埴文明(副委員長=町商工会)、酒井悠介(幹事=役場)
後列左から:西澤優子(事務局=役場)、植松洋介(事務局=役場)、本橋大輔(事務局=役場)、竹之内英一(事務局=役場)
その他:栗原浩子(事務局=会計年度任用職員)

●実行委員会組織図●



令和 4 年 4 月 20 日現在



パレード神輿部会

前列左から:高野裕子 (よさこい雅)、宮本香織 (よさこい雅)、小柳望 (茨城 YOSAKOI 小柳組)、松本太洋 (東睦)、飯塚昭人 (青宿むつみ会)、飯塚順一 (阿見神輿連合)

後列左から:清水直美 (桜睦会)、菊地久子 (天翔如人)、伊藤三千子 (天翔如人)、木村恵利子 (天翔如人)、野口テル子 (天翔如人)、菊池映子 (曙獅子連)、佐々木茂文 (町区長会)、原和彦 (青宿むつみ会)、

その他:清水健治 (阿見神輿連合)、藤間明美 (三頭獅子神輿会)

ステージ式典部会



前列左から:吉田孝幸 (役場)、林田祐樹 (霞ヶ浦成人病研究事業団)、小室秀敏 (一般応募)、吉永真優 (茨城大学農学部)

後列左から:兼子智恵 (東京医大)、中山大地 (東京医大)、柿添卓己 (町金融団)、飯島健太 (町金融団)、菊田真吾 (茨城大学農学部)、本間温大 (茨城大学農学部)

警備運行部会



前列左から:濱地宏征 (阿見ロータリークラブ)、大槻佳祐 (中セキ関東)、齋藤祐司 (役場)、豊嶋柁人 (役場)、田中雄 (一般応募)、片尾太紀 (朝日燃料支処)、宮平和也 (武器学校)

その他:横田英明 (武器学校)、杉山大樹 (町スポーツ協会)、関隆瑞 (町スポーツ協会)

公共下水道・農業集落排水の接続工事に係る費用助成制度を拡充しています！

公共下水道と農業集落排水の接続工事に係る費用助成制度が平成30年度より拡充され、令和4年度も継続することとなりました。今まで対象にならなかった人も対象となるほか、条件を満たす人は補助金額が増額されています。霞ヶ浦や身近な河川の水質浄化のため、この機会にぜひ公共下水道や農業集落排水に接続をお願いします。

上下水道課 ☎889-5151

■ 拡充の内容

	拡充前	拡充後
補助対象期間	供用開始から3年間	▼ 期間制限なし（平成30年4月以降に供用開始となった区域は供用開始から3年間）
補助金額	補助対象工事の半額で上限4万円	▼ 65歳以上または18歳未満の人がいる世帯で、町県民税の世帯課税対象所得※が334万円以下の場合、 補助対象工事の全額で上限35万円 ▼ それ以外は補助対象工事の半額で上限4万円

※町県民税の世帯課税対象所得：所得から社会保険料や基礎控除、扶養控除などを引いた金額（課税対象所得）について、世帯全員分を合算したものです

▼ 実施期間：平成30年～令和4年度（予定）

▼ 補助内容：公共下水道または農業集落排水の接続工事に係る宅地内配管工事費

▼ 補助対象：公共下水道または農業集落排水の供用開始区域に住所を所有し、まだ公共下水道または農業集落排水に接続していない人。なお、店舗兼住宅の場合は、住宅部分の延床面積が2分の1以上必要です

※新築（建築確認申請が必要な増築・改築含む）・官公庁・法人その他の団体・町税に滞納がある人は対象外

▼ 課税対象所得の確認方法

- ① 町・県民税（住民税）が給与からのみ天引きの人：勤務先から5～6月ごろ配付される「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の「課税標準」に記載された金額になります
- ② 町・県民税（住民税）を年金から天引きされている人または納付書や口座振替で納めている人：町から6月ごろ郵送される「町民税・県民税税額決定通知書兼納税通知書」の「課税標準額の明細」に記載された金額になります
- ③ 上記の書類が見当たらない人「補助金の事前調査に関する同意書」を町上下水道課にご提出いただければ、町で補助対象かどうかの確認を行い、結果をご連絡します。所得証明書でもご確認いただけます

▼ 課税対象所得の注意事項

4～6月に申請の場合は前年度、7～翌年3月に申請の場合は今年度の町県民税世帯課税対象所得で判断します

▼ 補助の流れ

補助申請 → 申請の確認 → 決定通知 → 工事 → 実績報告
→ 実績報告の確認 → 確定通知 → 補助金支払

▼ 補助申請に必要な書類

▽ すべての人に必要なもの

- ① 町公共下水道接続工事費補助金交付申請書または町農業集落排水設備設置工事費補助金交付申請書
- ② 排水設備計画（確認・変更）申請書の写し
- ③ 町税の納税証明書
- ④ 補助対象工事に係る見積書の写し
- ⑤ 補助対象工事前の写真（すでに公共下水道または農業集落排水施設に接続されているものではないことがわかるもの）
- ⑥ 建築物が申請者の所有でない場合にあっては、当該建築物の所有者の承諾書

▽ 拡充を申請する人に必要な書類

- ⑦ 申請者および申請者同一の世帯に属する人の所得証明書または非課税証明書
 - ⑧ 申請者の属する世帯の住民票
 - ⑨ 世帯構成員の状況
- ※③⑦⑧は住民票、納税・課税状況について、町で確認することにご同意いただければ、提出を省略することができます（他市町村在住者除く）

▼ 実績報告に必要な書類

- ① 阿見町公共下水道接続工事費補助金実績報告書または農業集落排水設備設置工事費補助金実績報告書
- ② 排水設備工事完了届の写し
- ③ 補助対象工事に要した経費に係る領収書の写し（配管延長等の内訳が記載されたもの）
- ④ 補助対象工事施工中または完了後の写真（接続したことがわかるもの）

▼ 注意事項

▽ 申請書等は町ホームページからダウンロードできます
▽ 補助申請前に工事を行ってしまうと補助対象になりません
▽ 補助申請時・実績報告時には敷地に立ち入り、現地確認を行います
▽ 予算の範囲内の補助ですので予算がなくなり次第終了になります

紹介します！

農業委員・農地利用最適化推進委員

農業委員会事務局 ☎888-1111 (186)

新たに農業委員・農地利用最適化推進委員が決まりました

3月31日をもって前委員が任期満了を迎え、4月1日から新たに農業委員が町から10人任命されました。また、新たに農地利用最適化推進委員として10人が農業委員会会長から委嘱されました。

農業委員

- ▼ 農業委員は議会の同意を得て町長から任命されます
- ▼ 委員定数の過半数は認定農業者となっています
- ▼ 農地法等の権限事務について審査および決定を行います
- ▼ 4月1日に開催された臨時総会において、会長に横張清彦氏、会長職務代理者に吉田修夫氏が選出されました
- 定数:10人
- 任期:4月1日～2025年3月31日



農地利用最適化推進委員

- ▼ 農地利用最適化推進委員は、農業委員会会長から委嘱されます
- ▼ 農地等の利用の最適化を推進するため、担当地域で担い手農家への農地集積、耕作放棄地の発生防止・解消等を行い、農地の有効利用を図ります
- 定数:10人
- 任期:4月4日～2025年3月31日



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

予科練平和記念館の展示室紹介

予科練平和記念館には、7つの展示室があり、それぞれの展示室がテーマを持っています。今月の予科練平和記念館だよりでは、各展示室について紹介します。今後は、当館の各展示室や施設についてシリーズでご紹介していきます。

▼第1展示室：「入隊」

予科練を目指した少年たち。彼らの応募から入隊までの揺れ動く心情を「募集」と「志願」という二つの側面から明らかにし、予科練を目指した時代的な背景や制度の変遷を解説・展示しています。



▼第2展示室：「訓練」

予科練での厳しい生活や訓練風景、教育の様子などを、当時の取材に基づいてイラストや写真、実物などで紹介しています。航空兵を目指して時代を駆け抜けた予科練習生の実際の姿に迫る展示を行っています。



▼第3展示室：「心情」

手紙や日記、手記などをもとに、希望と不安の中で日常を過ごしつつ訓練に明け暮れた少年たちの「想い」に触れることで、時代を経ても色あせることのない彼らの「心情」に迫ることのできる展示です。



▼第4展示室：「飛翔」

予科練卒業後、飛行練習生課程や実用機教程などを経て、戦地へと飛び立っていった予科練出身者。彼らは各戦線で活躍しましたが、一方で思いを遂げられずに訪れたさまざまな悲劇などを伝える展示を行っています。



▼第5展示室：「交流」

戦時下という苦しい状況においてもたくましく生き、厳しい訓練を受けた予科練習生を影から支えた阿見の人々。予科練習生と阿見の人々との交流の軌跡を、戦時下の暮らしを物語る情報や資料と対比させながら紹介しています。



▼第6展示室：「窮迫」

戦局の悪化により国土が狙われ、空襲という形で現実化した恐怖。それを臨場感あふれるシアター映像と空襲にちなんだ資料や体験者の証言によって感じとれる展示空間となっています。



▼第7展示室：「特攻」

多くの予科練習生が犠牲となった「特攻」作戦。予科練出身の戦死者を暗示する光に囲まれた展示室で、予科練と「特攻」作戦のかかわりについて紹介しています。



**稲敷広域消防本部
河村電器産業株式会社に感謝状を贈呈**

4月13日、稲敷広域消防本部は、河村電器産業株式会社と同社従業員7人に感謝状を贈呈しました。

今年1月、同社従業員が河村電器産業株式会社つくば工場において心肺停止状態の男性を発見し、119番通報を実施。AEDによる心肺蘇生などの適切な応急手当を行いつつ、男性を心拍再開した状態で救急隊に引き継ぎました。

その結果、男性は一命をとりとめ、無事社会復帰することができました。

今回の感謝状は、その功績を称え贈呈されたものです。



**伊藤清悦さん 佐藤勲さん
『茨城県町村会民間自治功労者表彰』受賞**

伊藤清悦さんと佐藤勲さんが「茨城県町村会民間自治功労者表彰」を受賞し、3月30日、水戸プラザホテルにおいて表彰式が行われました。

伊藤清悦さん(写真左から2人目)は、保護司、民生委員・児童委員などとして永年にわたり社会福祉の増進に尽力され、佐藤勲さん(写真左から3人目)は、民生委員・児童委員、学校評議員、行政区区長など多くの役職を務められ、町政の発展に貢献されました。

今回の受賞は、こうした功績が認められたものです。



〈広告欄〉

未来はみんなのために
共生型障害者グループホーム & 訪問看護ステーション

ThornCastle
トールンキャッスル

一般社団法人 配慮者支援協会
阿見町中郷 2丁目23-9 mail: hairyo8140@gmail.com
TEL: 029-879-8140
お気軽にご相談ください。

住まいに関わる事ならお任せ下さい

ユニットバス TOTOサザナ
298,000円
(税込327,800円+別途工事費)

お見積り無料です!! **ネロ・デザイン**
TEL. **029-888-6119**
株式会社 **ネロ・デザイン**
稲敷郡阿見町中央4-8-19 ウイングテナント中央102

安心して暮らせる住まいづくり **住まいのことなら 美都住建へ**

【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

～自分らしい生活～
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○手摺付け、バリアフリー

～健康・快適住宅～
抗酸化工法の家
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

建築業知事免許(般-29)第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10
TEL.029-842-7196
(株)美都住建 【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら **LIXILリフォームショップ**
茨城県知事免許(5)第5548号
有限会社 美都ツ和

<住まいの相談室>
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

<不動産のご相談>
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目 45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200



インフォメーション

お知らせ 『土浦地方家族会』の開催について

▼期日 6月18日(土)
▼時間 午後1時30分～3時30分
▼場所 本郷ふれあいセンター
▼申込方法 左記に申し込む
▼対象 精神に障害がある人とその家族
▼内容 悩み相談・意見交換
▼土浦地方家族会事務局 渡辺 070-2835-0775

募集 県障害者スポーツ大会団体競技レクリエーション競技参加者募集

▼申込方法 県障害福祉課ホームページ (https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/7-3.html) を確認の上、町社会福祉課・施設等へ申し込む
▼申込期間 6月13日(月)～7月20日(水)
▼県障害者スポーツ文化協会 029-1301-3375
029-1301-3378

募集 参議院議員通常選挙『投票立会人』募集

町では、7月に予定されている参議院議員通常選挙の『投票立

会人』を左記のとおり募集します。
●期日前投票立会人
▼期日 公示日の翌日から投票日の前日までのうち希望する日
▼時間 午前8時30分～午後8時
▼勤務場所 役場・本郷ふれあいセンター・吉原交流センターのいずれか
▼募集人数 46人(各投票所2人)
▼報酬 日額9600円
●投票立会人
▼期日 投票日
▼時間 午前7時～午後6時
▼勤務場所 町内17投票所のうち希望する投票所
▼募集人数 34人(各投票所2人)
▼報酬 日額10800円
▼内容 投票手続きの全般について適正に行われているかの立ち会い
▼応募条件 町の選挙人名簿に登録されている人
▼応募方法 6月10日(金)までに左記に直接申し込む(定員を超えた場合抽選) ※土・日を除く
▼町選挙管理委員会(役場2階総務課内) 0888-1111 (296)

募集 『令和4年度町長杯ソフトボール大会』参加者募集

▼期日 6月26日(日)、7月3日(日) ※予備日:10日(日)
▼場所 総合運動公園町民球場
▼代表者会議 6月18日(土)

お知らせ 町シルバー人材センター入会説明会開催

午後7時から 中央公民館にて開催
▼参加料 1チーム5000円 ※代表者会議にて徴収
▼申込期間 6月1日(水)～16日(木)
▼申込方法 町スポーツ協会事務局に直接または電話で申し込む
▼その他 新型コロナウイルス感染症の影響により中止になることがあります。なお、スポーツ傷害保険へご加入ください
▼町スポーツ協会事務局(中央公民館内) 0888-2526
▼町スポーツ協会ソフトボール部代表横田 090-1333-9158 20

お知らせ 町シルバー人材センター

▼期日 6月7日(火)
▼時間 午前9時30分から1時間程度(5分前までに集合・要事前予約)
▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館別館)
▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制) ※特に女性で施設清掃、網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎
▼(公社)町シルバー人材センター 0888-2036

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売
高齢者向け住宅改修工事請負
株式会社 樹里 介護事業部
〒300-0333 阿見町若栗1766-3
TEL:887-3421 FAX:887-3422
介護保険指定事業者番号 0873800502
当社の福祉用具専門相談員がおお客様のご質問、ご相談に応じます。

想い伝える贈りもの
サライタ館 阿見中央店
TEL:840-2438
「樹里」店内に併設
家具の店 樹里
TEL:887-3421
一般家庭用家具からオーダー家具まで

Hello Kids!!
外国人講師がメインで教える英会話教室
日常会話+英検 Jr,
英検対策も!
無料体験レッスン
受付中
阿見町荒川本郷 2739-1 Tel.029-875-8555
http://hellokids-ami.watson.jp

家族だけの小さいお葬式
とにかく簡単に 火葬だけ行方 通夜をしない
直葬 9.9 (税込) 万円
火葬式 16.5 (税込) 万円
1日葬 29.7 (税込) 万円
資料請求でさらに1万円引き
小さな家族葬 専門葬儀社 **シンプルセレモニー**
365日 24時間すぐ対応 029-846-3130
相談センター:茨城県最南部阿見町中郷3-1-8



インフォメーション

募集 『まい・あみ・まつり』 出演者募集

- ステージ式典部会
- ①マイアミフェス②マイアミフェスII③
- ▼内容 ①中学生以下のキッズによるステージパフォーマンス②高校生以上によるステージパフォーマンス※1組5分以内、進行上バンド等の準備時間を要するものは不可
- ▼対象 町内に在住・在勤・在学している人
- ▼その他 ▼参加賞あり▼申込多数の場合、抽選の場合あり
- ▼参加料 1人300円 ※未就学児を除く
- ▼マイアミ歌合戦
- ▼内容 町ナンバーワンの歌うま町人を決定します
- ▼対象 町内に在住・在勤・在学中で中学生以上の人
- ▼その他 ▼参加賞あり▼優勝者および準優勝者に商品あり
- ▼申込多数の場合、抽選の場合あり
- ▼申込方法 6月17日(金)までに電話または直接下記に申し込む(土・日を除く午前9時～午後4時)
- ストリートの催しについて
- 感染症対策により企画の見直しを検討していますので、現時点での出演者募集はありません

▼その他 新型コロナウイルスのまん延状況により企画が変更、中止となる場合があります
まい・あみ・まつり実行委員会
事務局 ☎ 888-1111 (303)

お知らせ 新型コロナウイルスで自宅療養中の人への食品等の支援について

町では、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者およびその同居家族の人に対し、食品や衛生用品などを無償で支援します。

▼内容 食品(5日分相当)の詰め合わせ(食物アレルギー等の対応はしていません)
※おむつ・ミルク・生理用品等が必要な場合は申込み時にご相談ください。なお、配送日は申込日の翌日以降です。配送時間は事前にお知らせします

▼対象 左記をすべて満たす人
▼町の住民基本台帳に登録されている町内在住の人
▼新型コロナウイルス感染症で自宅療養となった町民およびその同居家族
▼自宅内に食料品等の確保ができておらず、親族等からの支援、インターネット通販や宅配サービス等、いずれの方法によっても確保することが困難な人

▼申込方法 ▼平日：下記①に申し込む
▼土・日・祝日：下記

②に申し込む
①健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎ 888-2945
②役場 ☎ 888-1111 ※午前8時30分～午後5時

陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場
『夜間飛行訓練』
日時 6月7日(火)・8日(水)・20日(月)・21日(火)・22日(水) 日没から約3時間以内(各機2時間基準)
陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校
総務課 ☎ 842-11211 (3420)

募集 『行政書士無料相談会』 募開催(無料)

▼期日 6月19日(日)

▼時間 午後1時30分～4時30分 ※ご相談は1組30分程度

▼場所 かすみ公民館1階会議室

▼相談内容 相続、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談、事業の手続きや、暮らしの手続き等

▼申込方法 平日の午前9時～午後1時に左記に電話で申し込む

☎ 090-7216-6219
関県行政書士会担当：池田

〈広告欄〉

阿見町で働こう。 契約社員募集中 株式会社ツムラ

株式会社ツムラ茨城工場 総務課採用担当 所在地：阿見町吉原3586 電話番号：029-889-2122

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎ 888-1111 (172)

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
郵便局 TEL 029-804-0382
コンビニ E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00～午後6:00)

あみ司法書士事務所 (神林ビル2階)

- ・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
- ・面談は、事前のご予約が必要です。

定例相談

行政相談

日時 6月2日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

公共機関電話番号

うずら出張所 ☎841-1167	本郷ふれあいセンター ☎830-5100
健康づくり課 ☎888-2940	舟島ふれあいセンター ☎840-2761
地域子育て支援センター ☎891-2772	吉原交流センター ☎889-0277
霞クリーンセンター ☎889-0091	図書館 ☎887-6331
上下水道課 ☎889-5151	予科練平和記念館 ☎891-3344
町民活動センター ☎888-2051	総合運動公園 ☎889-2788
町男女共同参画センター ☎896-3181	教育相談センター ☎888-1225
福祉センターまほろば ☎887-3969	阿見消防署 ☎887-0119
消費生活センター ☎888-1871	火災情報案内 ☎0297-64-0119
学校教育課 ☎888-0220	町民ダイヤル ☎887-6600
中央公民館 ☎888-2526	牛久警察署 ☎871-0110
君原公民館 ☎889-1363	牛久警察署 阿見地区交番 ☎888-0110
かすみ公民館 ☎888-8111	

6月・7月の納税

6月

町県民税(1期)

7月

固定資産税(2期)
国民健康保険税(1期)
後期高齢者医療保険料(1期)
介護保険料(1期)

納期限 6月30日(木)

納期限 8月1日(月)

救急車出動状況：4月

阿見消防署管内調べ 出場件数 193件(787)	急病 121件(521) 交通事故 16件(37) 一般負傷 25件(99) その他 31件(130) 合計 193件(787)
※救急車の適正な利用をお願いします	

広報あみ配布施設

▼公共施設

▼役場1階正面玄関・ロビー ▼役場2階秘書広聴課
▼うずら出張所 ▼総合保健福祉会館『さわやかセンター』
▼中央・かすみ・君原公民館 ▼本郷・舟島ふれあいセンター ▼
吉原交流センター ▼予科練平和記念館 ▼町民活動センター

▼その他の施設

▼町内の郵便局 ▼町内常陽銀行各支店 ▼筑波銀行各支店
▼水戸信用金庫阿見支店 ▼茨城県信用組合阿見支店
▼カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店 ▼スーパー
タイヨー阿見店 ▼ランドロームフードマーケット阿見店

役場開庁時間

午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)